

平成30年度第1回青森県障害者施策推進協議会における山越委員・意見への回答について

(1)資料1(計画関連事業の実施状況)についての意見 ※今回の参考資料1と対応

該当ページ	項目等	意見	所管グループ	回答
4	8 スポーツ・文化・芸術活動への参加促進	障害者スポーツ教室開催事業について、参加者1,749名とあるが、ろう者が入っていないので不公平なのではないか。	社会参加G	スポーツ教室開催については、ろう者の参加は拒んでいません。「身体障害者」としてろう者も含めています。
4	—	スポーツ研修会について、ろう者が参加する場合は手話通訳を用意しますか？	社会参加G	希望する方がいる場合、市町村とも調整しながら対応します。

(2)資料2(計画本体)についての意見 ※今回の資料1-2と対応

該当ページ	項目等	意見	所管グループ	回答
15	(4)障害者の雇用状況	一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移について、民間ではなく、県・行政や教育委員会における障害者雇用率は？	企画G	P15の(4)に県及び市町村の障害者雇用率についても記載したほか、図表27を追加しました。
16	図表25	身体障害者とあるが、聴覚、肢体など具体的な比較を明記してほしい	企画G	図表24及び25については、身体、知的、精神の3障害を列記して、傾向を把握する意図での図表となります。身体のみをさらに細分化すると表としてわかりづらくなるため御理解くださるようお願いいたします。
24	(1)の②	行政、企業における職員研修ですが、この文章を明記しているということは手話で研修を実施しているということですよね？	社会参加G	研修実施の際、手話通訳の対応が必要な場合においては、手話通訳者を確保します。
33	(4)地域生活支援サービスの充実	①のマルの一つ目で手話の研修を行いと書いてありますが、現在実施していますか？(県で手話の研修を行っているのか？)	社会参加G	県事業としては、青森県聴覚障害者情報センターの指定管理事業において、手話講習会や手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成研修を実施しています。
54	現状と課題	記載している内容が民間だけですが、行政や教育委員会も含めて記載してほしい。また、水増し問題について解消する必要があります。	企画G	P54の①に「また、県でも身体障害者を対象とした職員採用選考試験」の募集人数の拡大や、非常勤職員採用試験への障害者採用枠の設置などにより、法定雇用率の達成をめざします。」との文言を追加しました。
57	現状と課題	枠内の下から2行目に「手話通訳のできる職員を窓口に配置する等」と書いてありますが、設置通訳者を除いて現在、何人いますか？教えてください	社会参加G	設置通訳者以外に通訳可能な職員としての数の把握はしておりません。
57	現状と課題	枠内の文章に「手話付テレビ広報番組の製作」と書いあるが、一度も製作してないのでは？	社会参加G	県としては現在は手話付きテレビ広報番組は製作しておりませんが、今後は情報アクセシビリティ向上のために検討していく必要があると考えています。

該当ページ	項目等	意見	所管グループ	回答
57	現状と課題	手話通訳のできる職員を窓口配置する等と書いてありますが、10年前から今までで配置した人はいますか？	社会参加G	窓口への配置はしていませんが、障害福祉課の設置手話通訳者が随時対応しております。
58	(2)	その他、派遣事業について聞きたいことがあります。団体派遣について、手話通訳だけでなく、要約筆記の派遣は充実していますか？	社会参加G	要約筆記については、主として青森県難聴者・中途失聴者協会からの派遣申請に対し、事業実施要領に基づき派遣を行っています。29年度は手話通訳者は4件、要約筆記者は23件の派遣を行ったところです。
60	文章の構成	一番下の文章を一番上に持ってきた方がいいのでは？	企画G	本章の構成が「スポーツ」「文化・芸術」の順番で構成されているため、現在の順番で御理解くださるようお願いします。
60	文章の表現	スポーツ指導員、研修などにおいて「手話通訳者、要約筆記者派遣の充実を進め、障害者のスポーツ活動への参加促進」を明記してほしい	企画G 社会参加G	「②障害者のスポーツ活動の参加機会の拡大」において、「手話通訳者、要約筆記者の派遣や、点字や録音での記録等を進め」の文言を追加しました。
60	文章の表現	「努める」と明記しているが、違う言葉に変えてほしい。「推進」「進める」など。	企画G	「努め」という箇所を「進め」に修正します。
—	項目の追加	本計画に「手話指導者が必要」という文章を追加してほしい。	社会参加G	手話通訳者の養成の中には「手話指導者」も含まれているものと認識しています。

(3)参考資料(計画関連事業一覧)についての意見 ※今回の参考資料2と対応

該当ページ	項目等	意見	所管グループ	回答
1	(2)の③	(2)広報・啓発活動のうち③障害者本人の意見の反映ですが、その文章のなかに「各種審議会」とあるが、手話での研修がないのに矛盾しているのでは？	企画G 社会参加G	この項目は、県の各審議会に障害を持つ当事者の方の意見を反映させていくことを目的とするものであり、手話の研修の実施状況とは別の項目となります。
5	2(4)①-1	2(4)①-1社会参加支援事業の中に奉仕員養成事業に要約筆記とあるが、県としてやっているということですか？	社会参加G	「要約筆記奉仕員」につきましては、平成23年度から「要約筆記者」の養成に移行しております。したがって、参考資料から削除します。
34	8①	今年(平成30年1月)にろう者が参加するから手話で通訳を用意して欲しいと依頼したが県が派遣を認めないという問題が起きました。それは差別にあたるのではないのでしょうか？次ページの③障害者の文化・芸術活動への参加機会の拡大の中に「文化講演会等における手話通訳者、要約筆記者の派遣」と書いてあるが、矛盾していないのでしょうか？	企画G 社会参加G	県では聴覚障害者が用務等で来庁された場合のほか、県が主催する行事で聴覚障害者の参加が見込まれる場合には手話通訳者による対応を行います。手話通訳者が不在の場合にはやむをえず筆談等により対応させていただく場合もあります。手話通訳による対応がなかったことが直ちに差別に該当するとは考えておりません。